

令和6年度 次世代自動車購入費等補助金

この補助金は、地球温暖化防止対策の一環として、次世代自動車の普及による温室効果ガスの削減を積極的に推進することを目的としています。

【 令和6年度 受付について 】

申請期間	令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）
提出方法	環境都市推進課窓口まで持参（代理可）または電子申請
窓口受付	月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで （祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

【 提出・問い合わせ先 】

安城市 環境都市推進課 環境政策係（市役所北庁舎2階）

TEL：0566-71-2280

FAX：0566-76-1184

補助対象者

個人の場合

※全てに該当する必要があります。

- 新車登録された日又は標識の交付を受けた日から起算して1年以上前から引き続き市内に居住し、かつ安城市の住民基本台帳に記録されている。
- 補助対象車両の自動車検査証に使用者又は標識交付証明書に納税義務者として記載されている。
- 補助対象車両の自動車検査証に使用の本拠の位置又は標識交付証明書に主たる定置場として安城市内が記載されていること。
- 補助対象車両の新車を自ら使用する目的で購入または3年以上のリース契約（サブスクリプションを含む。）を締結し、令和6年4月1日から令和7年3月31日に新車登録又は標識の交付の受け取りをしている。
- 安城市税を滞納していない。
- 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でない。

法人の場合

※全てに該当する必要があります。

- 市内に本社又は事業所等を有する。
- 補助対象車両の自動車検査証に使用の本拠の位置又は標識交付証明書に主たる定置場として安城市内が記載されていること。
- 補助対象車両の新車を自ら使用する目的で購入または3年以上のリース契約（サブスクリプションを含む。）を締結し、令和6年4月1日から令和7年3月31日に新車登録又は標識の交付の受け取りをしている。
- 安城市税を滞納していない。
- 暴力団員または暴力団関係者がその役員でない。

【個人事業者の場合】

原則、個人として申請してください。

個人事業者として申請する場合は「法人の場合」の全てに該当する必要があります。
個人事業者のみ必要な書類がありますのでご注意ください。

対象車両と補助金額

• 燃料電池自動車（FCV）	300,000円
• 電気自動車（EV）	50,000円
• プラグインハイブリッド自動（PHV）	50,000円
• 超小型電気自動車	50,000円

補助金受給の手続き

交付申請兼実績報告

必要書類を窓口へ持参または[あいち電子申請システム](#)にて提出してください。

	必要書類	注意事項	✓
共通	交付申請書兼実績報告書 (様式第1)	<ul style="list-style-type: none"> 日付・申請者氏名・金額の訂正は不可のため、訂正がある場合はすべて作成し直しとなりますのでご注意ください。 押印する場合、シャチハタ印は不可です。また、様式の記載内容を訂正するには訂正印が必要です。 	
	補助対象車両の自動車検査証 及び自動車検査証記録事項 ※超小型EV申請者を除く	<ul style="list-style-type: none"> 新規登録であり、記載されている使用者氏名が申請者氏名と同じであること 申請をする前にナンバーが変更になった場合は、新規登録時とナンバー変更時の2枚の車検証の写しを提出すること 	
	誓約書(様式第3)	<ul style="list-style-type: none"> 日付・申請者氏名の訂正は不可のため、訂正がある場合はすべて作成し直しとなりますのでご注意ください。 	
	補助金等交付請求書	<ul style="list-style-type: none"> 指定口座は申請者名のもので、請求金額の訂正はできません。 口座番号等に誤りがあると、振り込みに時間がかかります。ご注意ください。 	
購入	領収書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> 車両本体の購入経費の全額がわかるもの ローン契約で領収書が出ない場合は購入者名、車台番号がわかる契約書を提出すること 	
	納品請求書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> 車両本体の購入経費の記載があること 車両販売店名、車台番号、購入者名がわかるもの 	
リース	リース契約した事実が確認できる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> リース事業者名、車台番号、リース契約者名がわかるもの 	
	安城市次世代自動車購入費等補助金リース車両明細書 (様式第2)	<ul style="list-style-type: none"> 2車種(2)型式は車検証に記載の型式を記入してください。 	
事業者個人	収支内訳書	<ul style="list-style-type: none"> 直近年の確定申告で使用したもの 	
超小型EV	標識交付証明書	<ul style="list-style-type: none"> 掲載されている使用者氏名が申請者氏名と同じであること 	
	保証登録証の写し	<ul style="list-style-type: none"> 二次保証でないもの 	

その他注意事項

〈共通〉

- 申請方法は2種類ありますが、必ずどちらか1つの方法のみで申請してください。
- 書類に不備があり、補正されない場合は、補助金を交付することができません。
- 申請時に、住民票及び滞納状況の確認を行います。
- 提出日前1週間以内に市税を納付(口座振替含む)された場合は、納付が確認できるもの(領収書・通帳)をお持ちください。

〈電子申請〉

- 市公式ウェブサイト(右記QRコード)から申請してください。
- データの確認に時間を要しますので、お急ぎの場合は開庁時間に環境都市推進課までご連絡ください。
- 様式第1はPDF形式でご提出ください。



補助金交付

受付後、指定口座に振込みをします。(1か月程度)

※ 振込みに際して市から申請者に通知はありません。

補助金受給までの手続き

安城市
環境都市推進課（北庁舎2階）

1 交付申請

※ 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)
に窓口へ持参またはあいち電子申請システムにて
申請してください。

2 交付請求

申請者

申請者へ交付決定通知が送付される
(交付申請から2週間程度)

3 交付決定

申請を取下げの場合は取下げ届出書を持参

申請者へ取消通知書が送付される

指定口座に振込み
(交付申請から1か月程度)

4 補助金交付

- 各種様式のデータは市公式ウェブサイトに掲載しています。
(ホーム>暮らし>お得な制度>次世代自動車購入費等補助金制度)
- 書類作成にあたっては、記入例をご確認ください。
- 書類に不備があり、補正されない場合は、補助金を交付することができません。